

# ラムサール条約国別報告書原案に対する意見の概要

| 質問項目 | 意見の概要  |
|------|--|
| 1.1  | ・モンゴル自然環境省及び環境保護庁との協力により、湿地と渡り性水鳥保全に関するワークショップを開催し、同国の条約加盟を促進した。   |
| 2.1  | ・生物多様性国家戦略のみをもって答えとすべきでない。湿地に関する政策・戦略については策定していないとした上で、今後の策定計画などについて答えるべき。   |
| 2.2  | ・具体的記述がないので、国家戦略の実施に当たっての困難な点が不明瞭。   |
| 2.2  | ・干潟や湿地が開発圧力との関係で危機に瀕していること、こうした開発計画の見直しなしに湿地保全の実はあがらないこと、しかしながら開発省庁や関係自治体との調整や合意形成が必ずしもうまくいかないことを指摘して、国際的評価と批判を仰ぐべき。   |
| 2.2  | ・埋立て等による湿地破壊が進行している事実等を具体的に報告すべき。  |
| 2.2  | ・干潟のほとんどに開発計画があり、危機に面していることを記載すべき。   |
| 2.2  | ・大規模計画がみなおされず湿地が破壊されている事実、保護地域の設定に難渋している事実を記載すべき。  |
| 2.2  | ・「河川における治水・利水」も湿地における調整困難な利用として記載すべき。  |
| 2.5  | ・諫早、藤前、三番瀬など国際的に重要な干潟における、生態学的変化の現状とそのおそれを報告すること。  |
| 2.5  | ・法制定によるアセスメントの具体的な改善内容について記述してはいかがか。   |
| 2.6  | ・b.琵琶湖は自然公園法に基づく特別地域に指定して、工作物の設置や水面の埋め立て等の規制を行っているほか、ヨシ群落保全条例によっても、同様の規制を行い、ヨシの植栽も進めている。その他にも琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例により工場や事業所などから排出される窒素・リンを含む家庭用合成洗剤の使用・販売を禁止している。また、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例を制定し、水面の埋め立て、木竹の伐採に際しては届け出を行うこととしている。さらに、水質の保全、水源の涵養、自然的環境・景観の保全等を図る琵琶湖の総合的な保全対策について検討を始めている。 |
| 2.6  | ・平成5年3月に「伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画書」を策定し、総合的な保全対策を実施し伊豆沼・内沼の自然環境の保全を図っている。  |
| 2.6  | ・基本計画に基づく各種対策を円滑に推進するため、「伊豆沼・内沼環境保全対策推進協議会」を設置し、学識経験者等から意見を聞くとともに地元町、(財)伊豆沼・内沼環境保全財団と連携を図り基本計画に基づく各種対策を進めている。  |
| 2.6  | ・c.市の湿地の開発に関連する計画の策定や事業の実施に際しては、事業実施課と環境対策課の間で湿地保全の観点から必要な調整を行っている。  |
| 2.6  | ・a.湿地の開発に関連する計画の策定等に当たって事業官庁と環境庁が調整を行うことにより、逆に、保全が阻害されている。   |
| 2.8  | ・鉛散弾や釣り錘による湿地環境への汚染に関して、その防止のための措置を記述すべき。  |
| 2.9  | ・既定保護地域の管理計画のためだけでなく、保全の必要な地域、開発計画の発生した地域にこそコストベネフィットの適正な適用が必要である。   |
| 2.10 | ・環境影響評価法条文(第2条2)及び同法の規定に基づく基本的事項(第2種事業の判定基準)についても記載すべき。  |
| 2.10 | ・現行の環境影響評価は事業アセスに過ぎない。   |
| 2.11 | ・原状回復が望むべくもない「湿地の復元」は次善の策であり、湿地を壊さないことが、前提である。また、機能回復には流域全体に及ぶ施策が必要である。  |
| 2.11 | ・湿地の復元等が「優先」とは何に対する優先か？  |

- 2.11 ・干潟・海浜保全のための事業は行われていないとも読める。具体的に記述をすべき。
- 2.11 ・湿地の復元・機能回復の事例は複数あり、各省庁・自治体間の情報交換・知見の集積など連絡・連携が十分行われていないと思われる。こうした連絡・連携の方向性について記述すべき。  
機能回復の必要性が指摘されている湿地の例：甲子園浜  
機能回復の事例：東京港野鳥公園、葛西海浜公園など7例
- 2.12 ・事務局の質問に対する回答になっていない。
- 2.12 ・住民の保全意見に対する行政側の無視、情報の秘匿・歪曲・操作が顕著であるという意見があることを明記すべき。
- 2.13 ・日本湿地ネットワークが行っているシギ・チドリ類ネットワーク推進事業への地球環境基金からの援助
- 3.1 ・条約による湿地の定義からすると記載事項のほかに、農水省系の環境保全型水田農業の推進や建設省系の水辺保全の推進をはじめとする多種多様のプログラムを有していることを記載すべき。
- 4.1 ・従来のラムサール条約関連国内連絡会議等の枠組みでは湿地における問題点等の情報の共有化が行われにくい。モニタリングに関わるNGO等の参画を検討し、国内湿地委員会の設置の方向性について記述すべき。
- 5.1 ・ラムサール条約のいう管理計画に鳥獣保護区設定計画、国立公園計画は該当しない。
- 5.1 ・ラムサール登録地の管理計画について、現段階での熟度と、ラムサール条約の指針に則った管理計画を新たに作るべき段階であることを記述すべき。
- 5.1 ・c.伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画書（平成5年3月策定）
- 5.1 ・a.佐潟周辺自然環境保全調査を行い、調査データを基に佐潟周辺自然環境保全計画を策定する予定（平成11年度目途）である。
- 5.1 ・地方の状況に応じた分権的な管理が行われていることを強調すべき。
- 5.2 ・上述の計画に記載されていないが、ガン・カモ科鳥類の生息調査を年3回、水質調査を伊豆沼・内沼の3ヶ所で毎月実施している。
- 5.2 ・佐潟周辺では生物基礎調査、植生モニタリング調査を継続的に実施する予定。
- 5.2 ・鳥類カウントについてとりまとめたデータを広く公表するという課題について記述すべき。
- 5.3 ・問題の大きさ、現実には起こっている問題と可能性のある問題とが混在するなど問題点の整理が不十分。生態系攪乱という点では、ブラックバスも問題。
- 5.3 ・湿地におけるモニタリングの実施と、その結果得られる情報が環境庁へ集約される体制がないのであれば、これを契機に確立すべき。
- 5.3 ・伊豆沼についての記載が極めて不十分。カモ類の種構成に大きな変化が見られる。（資料別途）
- 5.3 ・片野鴨池について、以下を把握している。  
水田の減少、カモ類の減少、ヨシ等の繁茂と植物遺体の堆積、  
水田の乾田化によるカモ類の餌不足。
- 5.3 ・佐潟では、周辺砂丘地の地下水から高濃度の硝酸態窒素が供給され、それに伴う潟の水質悪化が懸念されている。また、水域での植物相の単調化、植物種の多様性の減少、潟周辺の陸地化などが見られる。さらにガン・カモ類の飛来数は増加傾向にある。
- 5.3 ・ウトナイ湖について、千歳川放水路計画の現況と影響その他についての記述が必要。
- 5.3 ・ウトナイ湖について、以下を把握している。  
(1) 周辺部開発に起因する土砂流入による浅水化と開水面の減少と植生の変化の可

|      |   |
|------|---|
|      | 能性<br>(2)隣接地域の軽工業化、住宅地としての土地利用による攪乱<br>(3)新千歳空港の滑走路延長と24時間利用による鳥類の増への影響の可能性<br>(4)帰化動物のコブハクチョウの繁殖成功率低下による在来種への影響  |
| 5.3  | ・伊豆沼・内沼では、近年生活雑排水等の流入により水質汚濁等の問題が生じている。<br>水質の汚濁防止や水質浄化対策として以下について取り組んでいる。<br>(1)河川浄化対策：浄化用水の導入、浄化施設の設置、沈殿池の設置<br>(2)下水道整備<br>(3)湖沼内浄化対策：マコモを利用した環境保全型給餌地の整備、水質浄化に効果のあるマコモやヤナギの植栽<br>(4)住民等への普及啓発<br>以上により湿地の復元、水質の向上のきざしがみられる。 |
| 5.3  | ・佐潟では、周辺砂丘地の地下水から高濃度の硝酸態窒素が供給され、それに伴う潟の水質悪化が懸念されている。また、水域での植物相の単調化、植物種の多様性の減少、潟周辺の陸地化などが見られる。さらにガン・カモ類の飛来数は増加傾向にある。   |
| 5.3  | ・谷津干潟について、（生態的特性の変化の可能性として）三番瀬の開発計画をとり上げるべき。  |
| 6.2  | ・日本湿地目録：1989年8月25日発行、IWRB日本委員会<br>・ガン類渡来地目録：1994年6月1日発行、雁を保護する会   |
| 6.3  | ・干潟の喪失状況を具体的に数字で報告すること、また、喪失の原因も明らかにすること。   |
| 6.3  | ・和白、諫早について報告するべき。   |
| 6.3  | ・国際社会においてすでに活発に議論されている諫早と藤前の問題については、これに対する記載をしないことは、かえって国内のみならず国際社会から不信感を買う。  |
| 6.3  | ・「湿地調査」の対象とならない微小湿地にまで保全対象としようとする動きがあることは記載する価値がある。   |
| 6.4  | ・a.魚類の生息地基準に合致する活動が遅れているのは、ラムサール条約登録地拡大を妨げている。  |
| 6.4  | ・珊瑚礁やマングローブについての取り組みに言及すべき。   |
| 6.4  | ・目録を基にした関係自治体との協議の進捗・問題点についても記載する必要あり   |
| 7.4  | ・2国間協力のホウロクシギ衛星追跡調査にロシア、韓国を加えるべき。   |
| 7.4  | ・ズグロカモメに関する共同調査は、対中国ではないか。  |
| 7.4  | ・クロツラヘラサギに関する共同調査は、中国、香港、台湾、北朝鮮、韓国、ベトナム、ロシアの共同事業である。  |
| 7.4  | ・NGO主体の国際共同調査には次のものがある。<br>オオハクチョウの調査、タンチョウ・コウノトリの共同調査、ガン類の調査及びウミワシ類の保護研究事業。  |
| 7.4  | ・条約に基づく共同調査とそうでないものを区別して示すべき。   |
| 7.5  | ・ノガンの保護に係る事業が挙げられているが、ノガンの生息地は湿地でなく、この項目に該当しない。   |
| 7.5  | ・環境事業団の助成を受けている団体としてインド環境協会がある。   |
| 9.2  | ・ツルネットワークを追加すべき。  |
| 9.3  | ・政府代表団にNGOを加えることにもっと積極的であっていい。  |
| 9.4  | ・水質・生活系のNGOが抜けている。  |
| 10.1 | ・諫早湾干潟の現状についての情報を記載されたい。  |

|      |   |
|------|---|
| 10.1 | ・ 定点調査（シギ・チドリ類渡来状況調査）上位を占める、諫早湾、藤前干潟、三番瀬等わが国における干潟の破壊の進行を具体的に報告し、原因、これに対する保全の努力と成否、今後の課題と対策の目標を明確にすべき。      |
| 10.1 | ・ 未登録であるがクライテリアを十分に満たしている干潟の現状を記載することが締約国としての義務である。   |
| 10.2 | ・ d.環境庁はウェットランズ・インターナショナルと渡り性水鳥保全戦略を、バードライフインターナショナルとアジア地域鳥類レッドデータブック作成について協力している。                          |
| その他  | ・ 湿地保全に対する態度が甘い。諫早・藤前・三番瀬を登録すべき。  |
| その他  | ・ 干潟の消失と保全に関わる関係省庁の事業を、詳細に報告すること。   |
| その他  | ・ 諫早・藤前・和白などの湿地がおかれている危機的状況についての認識に欠ける。   |
| その他  | ・ 湿地、特に干潟の危機の実態が表現されていない。   |
| その他  | ・ 漁業基盤の保全というラムサール条約の重要な眼目について理解されておらず、干潟破壊の要因となっている。  |
| その他  | ・ 「賢明な利用」に関して、わが国が多く事業を実施していることをアピールすべき。  |
| その他  | ・ 藤前干潟を潰さないで欲しい。諫早の水門を開けて欲しい。   |
| その他  | ・ 国内の湿地保全のため、湿地目録の充実、湿地管理委員会づくり、候補湿地リストの作成、未登録地における保全義務の全う、魚類の生息地の基準に合致する活動、条約局にN G Oが湿地の状況を訴える制度の創設等を今すべき。 |
| その他  | ・ 報告の内容が環境庁自然保護局の所管業務に偏りすぎ、他省庁の取り組みを記載する必要がある。  |
| その他  | ・ 他省庁・自治体レベルの湿地に関わる取組も含めて記載する必要がある。   |

(注：対象とする質問項目が明示されずに提出された意見については、便宜上該当すると思われる質問項目への分類を行っている。また、内容が重複する意見については一つにまとめて掲載している。)